

2016年2月26日

株式会社ゆうきプランニング
代表取締役社長 松井 美由紀様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル

TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

ご連絡（「お問い合わせ」活動終了通知）

当団体は、貴社が運営するWebショップに関し、Webショップの写真には子供用靴MC-1910が掲載されていたのに実際届いたのはMC-2005Gだったという消費者からの情報提供を受け、消費者契約法及び景品表示法上疑義がないか検討を開始しました。その上で、2015年11月26日、Webショップ上の記載や販売方法、利用者などからの問い合わせ対応について質問する「お問い合わせ」を送付しました。

これに対して、2015年12月5日付で、貴社から、MC-1910とMC-2005Gは甲の部分が若干違うだけで同一商品であると認識していたものの、当団体からの指摘を受け、該当商品に対し取り扱いを中止し、当該ページを削除したなどの回答を受領しました。

当団体としては、MC-1910とMC-2005Gとはメーカーの型番が異なることから異なる商品であるという認識であり、写真にはMC-1910を掲載しておきながら、MC-2005Gを送付することは消費者にとって不意打ちであり、「こちらの商品は掲載写真と甲部分のデザインが若干

変更になる場合がございます」との記載では説明不十分であると判断しております。

しかしながら、当団体の「お問い合わせ」活動に対して、一定の対応をされたことに鑑み、当団体は、貴社のWebショップに対する消費者契約法、景品表示法に基づく差止請求を、現時点では見合わせることにし、2016年3月をもって、貴社に対する「お問い合わせ」活動をさしあたり一旦終了することにしましたので、以下のとおりご連絡します。

従いまして、「お問い合わせ」送付時にお知らせしたとおり、貴社からの「ご回答」を踏まえ、別紙のとおり、当団体作成の「お問い合わせ」の内容及び解決結果を当団体Webサイトに公表したいと考えております。

つきましては、別紙の内容に事実誤認等がないかについて、2016年3月14日までにご連絡をいただきますようお願いいたします。当団体内でご指摘内容を確認し、別紙について必要であれば修正をした上で、当団体Webサイトに掲載させていただきます。

なお、「お問い合わせ」活動の終了をもって貴社の見解を認めたわけではないことを、念のため付言いたします。

以上